

自賠法における検討事項

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

1. 検討の前提

自動運転では、システムの欠陥・障害、データの誤謬、通信遮断、サイバー攻撃による障害等による事故が想定され、事故原因・責任関係の複雑化が予想されるため、事故時の責任関係に係る制度面での取り組みが必要となっている。



2. 検討における留意点

- ① 迅速な被害者救済の観点から、自賠法が責任主体として「運行供用者」概念を創設、挙証責任の転換を図った趣旨を踏まえることが必要。
- ② 自動車ユーザーの納得感、社会的受容性のためには、刑事上の責任（道路交通法等）等の議論を踏まえ検討することが必要。
- ③ 自動車メーカーの開発動向や、自動車の安全基準に関する検討、国際的議論の状況等を踏まえ、具体的ケースを想定した検討が必要。
- ④ 迅速な被害者救済の観点から、自動車の「構造上の欠陥」等につき、運行供用者が、発生原因・時期を問わず責任を負う現行実務の取扱い。

3. 主な論点（自賠法第3条）

- 以下の論点において、現行の自賠法でどこまで適用することが可能か、その限界はどこにあるのか等について検討を行う。
 - ① 自賠法の責任主体である「運行供用者」について、どのように考えるか。
 - ② 所有者等が運転しない自動運転は、「運行」と認められるか。
 - ③ 自賠法の保護の対象である「他人」について、どのように考えるか。
 - ④ 「自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと」について、どのように考えるか。
 - ⑤ 「自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと」について、どのように考えるか。